令和５年４月27日

総　務　課

**新型コロナウイルス感染症への対応方法（5類変更後）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　注　★は本人の場合、☆は同居者の場合です

|  |  |
| --- | --- |
| 場　面 | 対　応　方　法 |
| ★風邪様症状が出た場合 | 〇所属長へ連絡し自宅で様子をみる  〇症状が軽快しなければ、検査ができる身近な医療機関へ電話で相談し受診  〇自身で抗原検査＊等を実施する場合は、症状が出てから12～24時間経過後に　　＊体外診断用または第一類医薬品を使用  〇検査が陰性の場合、症状が軽快していれば出勤可とするが、発症日を0日として5日経過するまで体調に注意し、マスク着用、手指消毒・手洗い、換気を徹底し、他の社員との近接した（おおむね50cm以内）会話を避け、食事も自席でとる |
| ★新型コロナウイルスの感染が確定した場合 | 〇感染の確定は、医療機関による診断、自己検査による陽性、どちらでもよい  〇感染したことを伝える  　・所属長へ：最初に症状があった日を連絡する  　・同居者へ：感染の可能性や感染防止の注意をする  〇自宅療養をする  ・発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日として５日かつ症状軽快後24時間経過するまで（5日目に症状がある場合は症状軽快後24時間経過するまで）  ・この間は外出を控える（受診時はマスク着用）  ・テレワークが可能であれば検討する  〇同居者と部屋・食事を分け、自身で健康観察（体温測定、症状に注意）する  〇最終的な復帰日は、所属長が体調を確認した上で本人と相談する  〇職場復帰後も発症日から10日経過するまではマスク着用、手指消毒・手洗い、換気を徹底し、他の社員との近接した（おおむね50cm以内）会話を避け、食事も自席でとる |
| ☆同居者に風邪様症状が出た場合 | 〇同居者が検査をした場合、結果が出るまでは、勤務中はマスク着用する  〇同居者の感染が確定した場合は、　☆同居者が感染した場合へ  〇同居者が検査陰性または未実施の場合、症状が軽快して24時間以上経過した時点で勤務中のマスク着用を解除する |
| ☆同居者の新型コロナウイルスの感染が確定した場合 | 〇可能であれば、同居者と部屋を分け、接触する場合にはマスク着用、手指消毒・手洗い、換気を徹底する  〇同居者の発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日として７日経過するまで体調に注意し、マスク着用、手指消毒・手洗い、換気を徹底した上で出勤可とするが、他の社員との近接した（おおむね50cm以内）会話を避け、食事も自席でとる  〇テレワークが可能であれば検討する  〇自身にも症状が見られた場合は、医療機関を受診するか自身で検査を実施する　★風邪様症状が出た場合へ |
| ★高齢者（65才以上）及び  基礎疾患がある場合 | 〇勤務中は、マスク着用を推奨する |